資料　5

平成 30 年 7 月 18 日

厚生労働省　平成 30 年度「老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業」の取り進めについて

株式会社三菱ケミカルリサーチ

〇事業の目的（仕様書抜粋）

労働安全衛生法では、経年劣化によるリスクの低減という観点からの規定はなく、経年劣化の点検の基準や手法も確立していない。このため、経年劣化による労働災害のリスク低減措置のため、経年劣化した生産設備に起因する労働災害等に係る実態の調査・分析及びそれに基づく労働災害防止対策をするとともに、検討結果等についての報告書やパンフレットを作成し、その普及を図る必要がある。

〇実施内容と取り進め

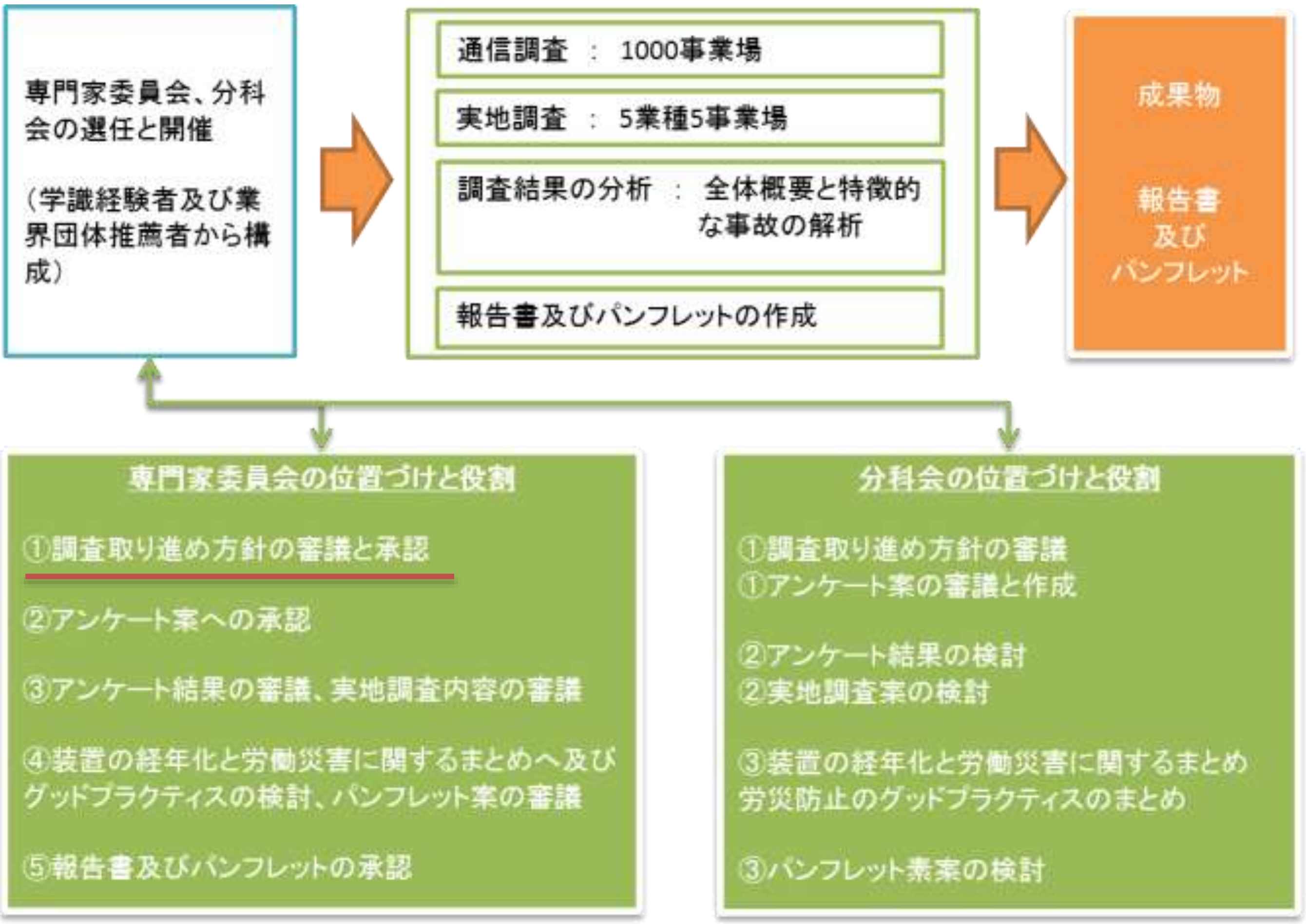

図 1　調査の取り進めイメージ

資料　5

〇調査対象設備案（前回報告）

平成29年度の調査では付帯設備（「作業床・踊り場」、「歩廊」、「手すり」、「階段」、「はしご」など）に係る調査を実施したが、平成30年度は、「はさまれ、巻き込まれ」、「墜落、転落」などの労働災害が起きている生産設備（動的機械）、建築物などを調査対象案として、検討を開始した。

〇取り進め状況と今後の予定

①専門家委員会（５回）の開催、分科会（３回）の開催を予定。

・7月 11 日に第１回専門家委員会を開催して、調査方針について審議した。審議結果を基に、引き続き第１回分科会を開催して、詳細について検討を行う予定。

特定の設備の選定に関する第１回専門家委員会での審議結果

☆30年を経過した設備を調査対象とするが、年数の新しい設備も必要に応じて対象とする。 ☆労働災害が多数発生している動的機械（金属加工用機械、一般動力機械、その他装置等）を念頭に、業界団体からの御意見を踏まえて検討する。 ☆第三者による法定検査を受けない設備とする。 ☆故障率、劣化率で評価できる設備、機器のうちから対象を検討する。 ☆移動式運搬機器（フォークリフト等）、移動式機械類（トラック、クレーン等）などは対象外とする。

②通信調査票（アンケート）の作成

・第１回専門家委員会の審議結果にもとづき、分科会にて引き続き検討する。
・内容が確定した後に第２回専門家委員会での承認を受けて、アンケート調査を開始する予定。

③実地調査

・通信調査の結果、業界団体の推薦などをもとに専門家委員会で検討して決定する予定。

④分析

・③通信調査票（アンケート）、④実地調査　の結果について分析を実施する予定。

⑤報告書及びパンフレットの作成

・調査結果を踏まえて、報告書、パンフレットを作成する予定。

以上